

参 考 資 料

1 地域福祉計画・地域福祉活動計画の目的と法的根拠

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域のたすけあいによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「共に生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

このことから、地域福祉を進めるうえでの町全体の理念や仕組みを作る計画が地域福祉計画であり、それを実現・実行するための中核をなす社会福祉協議会の行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画といえます。

以下、社会福祉法抜粋資料

第 1 条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

第 4 条

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあっては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 矢巾町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(趣旨及び設置)

第1 この要綱は、住民の福祉課題に対し、地域で行う取り組みの方向性や基本的な考えを示し、地域住民とともに福祉活動を展開していくため、矢巾町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2 この委員会は、矢巾町地域福祉活動計画を策定することを目的とする。

(組織)

第3 委員は10名以内とし、次に掲げる者のうちから矢巾町社会福祉協議会（以下「社協」という。）会長が委嘱する。

- (1) 地域福祉活動者
- (2) 保健・福祉関係団体の役員
- (3) 当事者並びに学識経験のある者
- (4) 行政機関

(任期)

第4 委員の任期は、6年とする。ただし、欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長1名を置き、委員の互選により選任する。

- 2 副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会議の議長となり、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会の会議は、社協会長が招集する。

(費用弁償)

第7 委員会に出席した委員への費用弁償は、社協役員等の報酬及び費用弁償に関する規程(平成24年1月1日社協訓令第1号)第4条の規定を準用する。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、社協事務局において処理する。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 の規定にかかわらず、この委員会の設置当初の委員の任期は、委嘱の日から平成 34 年 3 月 31 日までとする。



(地域福祉活動計画策定委員会)

3 矢巾町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿・事務局名簿

(1) 矢巾町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

役職名	選出団体・役職名	氏名
委員長	矢巾町老人クラブ連合会 会長	川村 旭
副委員長	矢巾町身体障害者協議会 会長	廣田 直吉
委員	矢巾町民生児童委員協議会 副会長	山下 由美子
委員	矢巾町手をつなぐ親の会 会長	寺地 陽子
委員	矢巾町あすなろ会 会長	千葉 恵子
委員	朗読ボランティア	吉岡 幸子
委員	矢巾町地域包括支援センター 所長	吉田 均
委員	生活介護センター「いちご園」 園長	大信田 康統
委員	矢巾町子育て支援センター所長	岩清水 薫
委員	矢巾町生きがい推進課課長補佐兼福祉係長	田村 昭弘

(2) 矢巾町地域福祉活動計画策定委員会事務局名簿

矢巾町社会福祉協議会事務局	氏名
常務理事	伊藤 清喜
事務局長兼児童館長	藤原 隆聖
事務局次長兼児童館副館長	細川 由子
主任兼介護支援専門員	小松 晃
居宅介護支援事業所管理者	藤原 祥子
居宅介護支援事業所介護支援専門員	川村 祥子
徳田児童館主任児童厚生員	立花 美智代
煙山児童館主任児童厚生員	佐藤 裕規子
不動児童館主任児童厚生員	星川 真由美
煙山児童館児童厚生員	太田 智子
生きがい対応型デイサービス指導員	寄内 久子

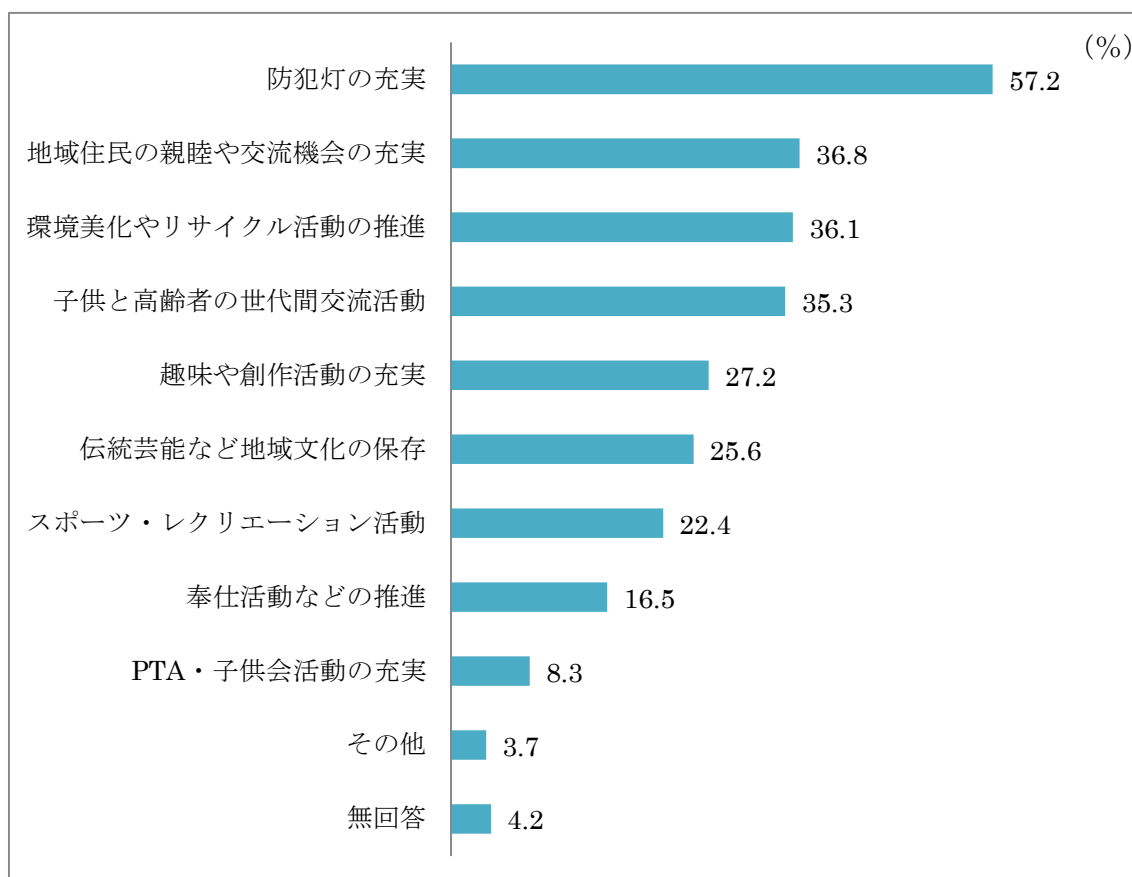
4 アンケート調査にみる福祉の課題

地域福祉活動計画策定にあたり、第7次矢巾町総合計画、第4期矢巾町障がい者プラン、矢巾町高齢者福祉計画・第6期矢巾町介護保険事業計画、矢巾町子ども・子育て支援事業計画策定に伴うアンケート調査の内容から、町内の福祉の状況と課題を抽出しました。

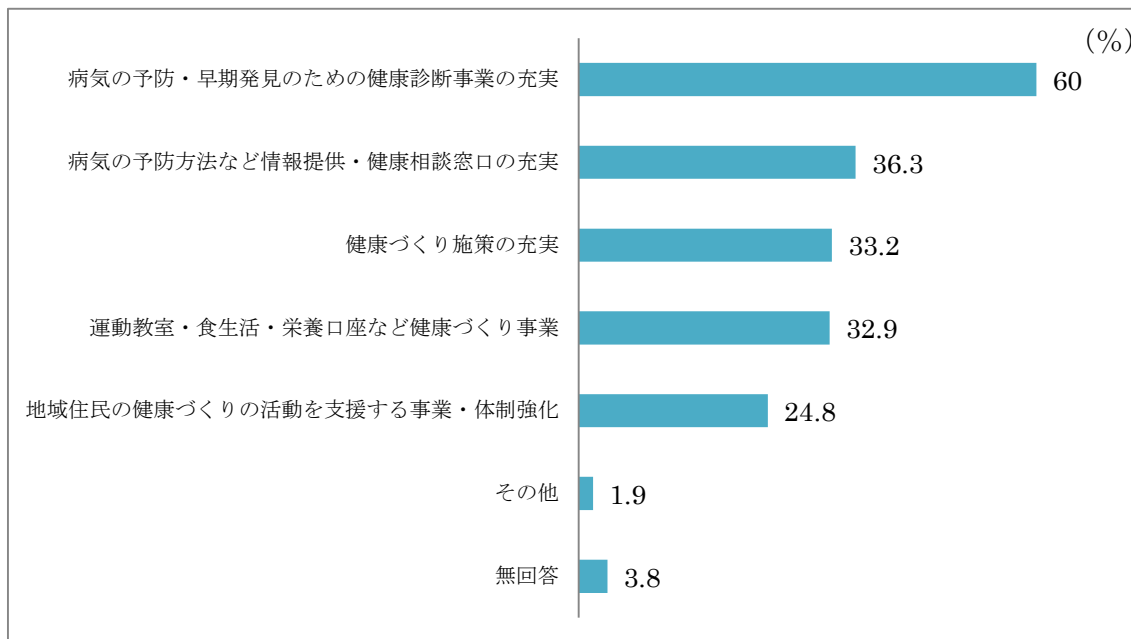
(1) 第7次矢巾町総合計画策定に伴うアンケート

【無作為抽出 782 人回答】

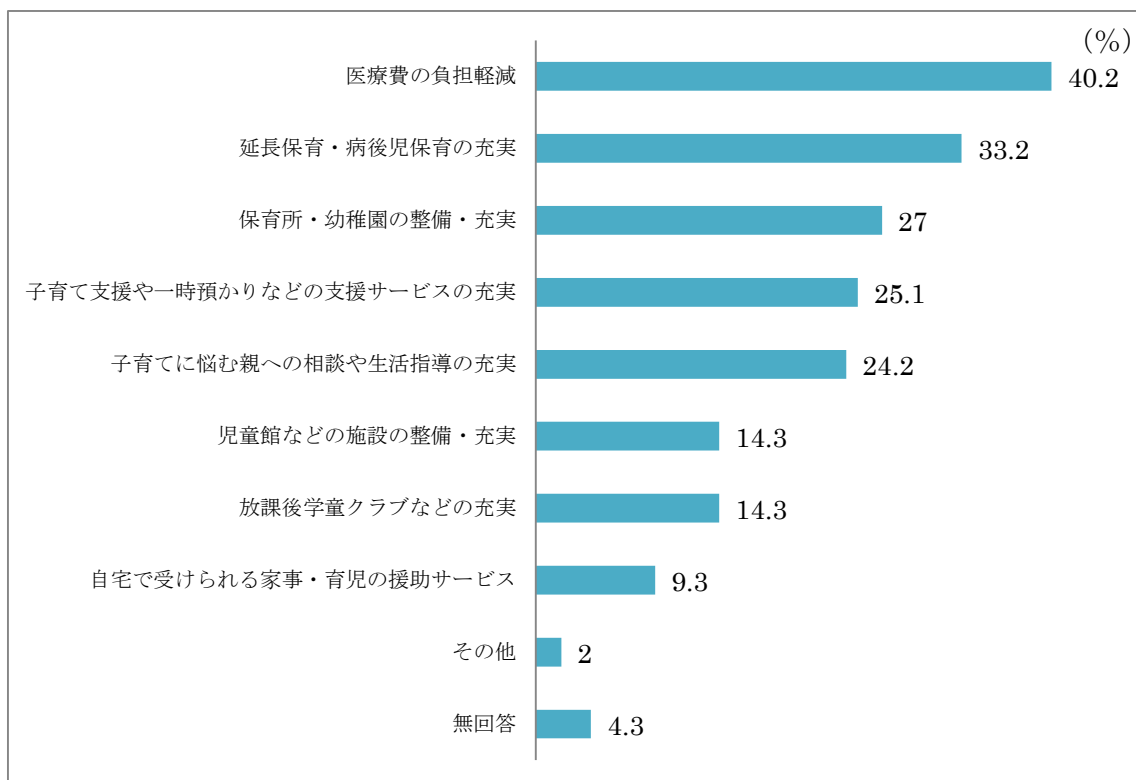
① 地域コミュニティで取り組んでほしいことについて、重要と考えるもの(3つ)



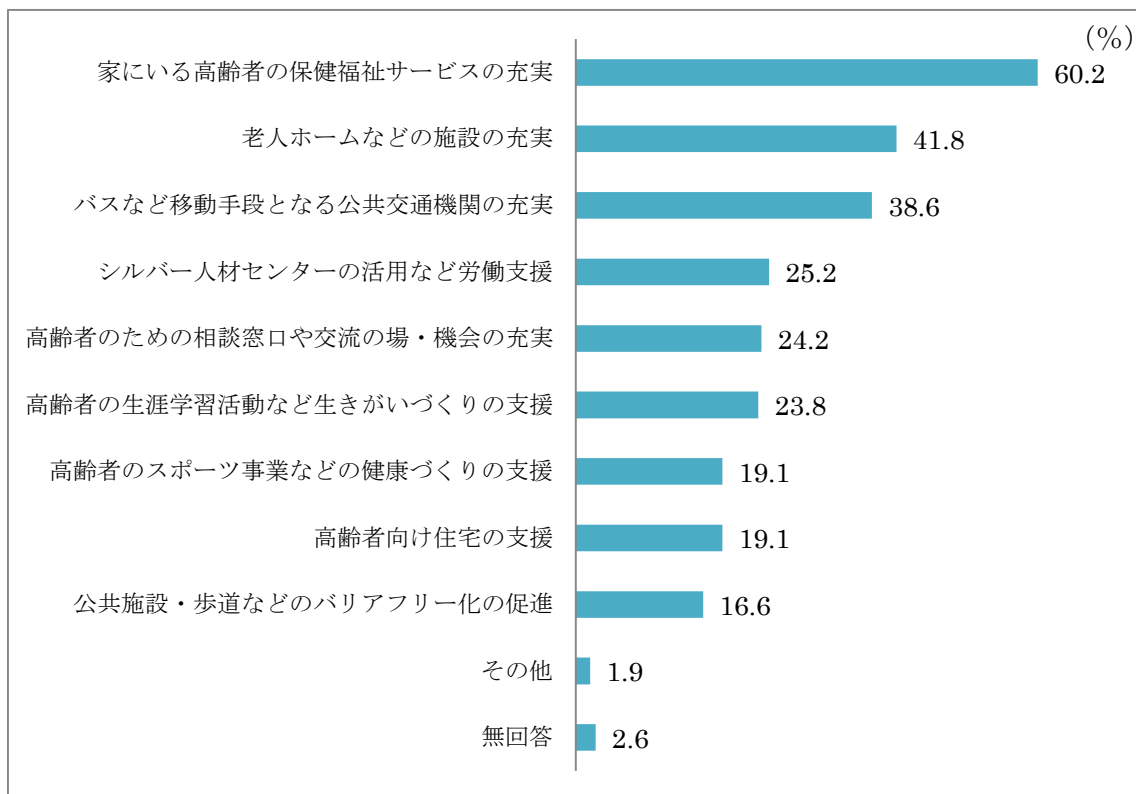
② 健康づくりに関することで、重要と考えるもの（2つ）



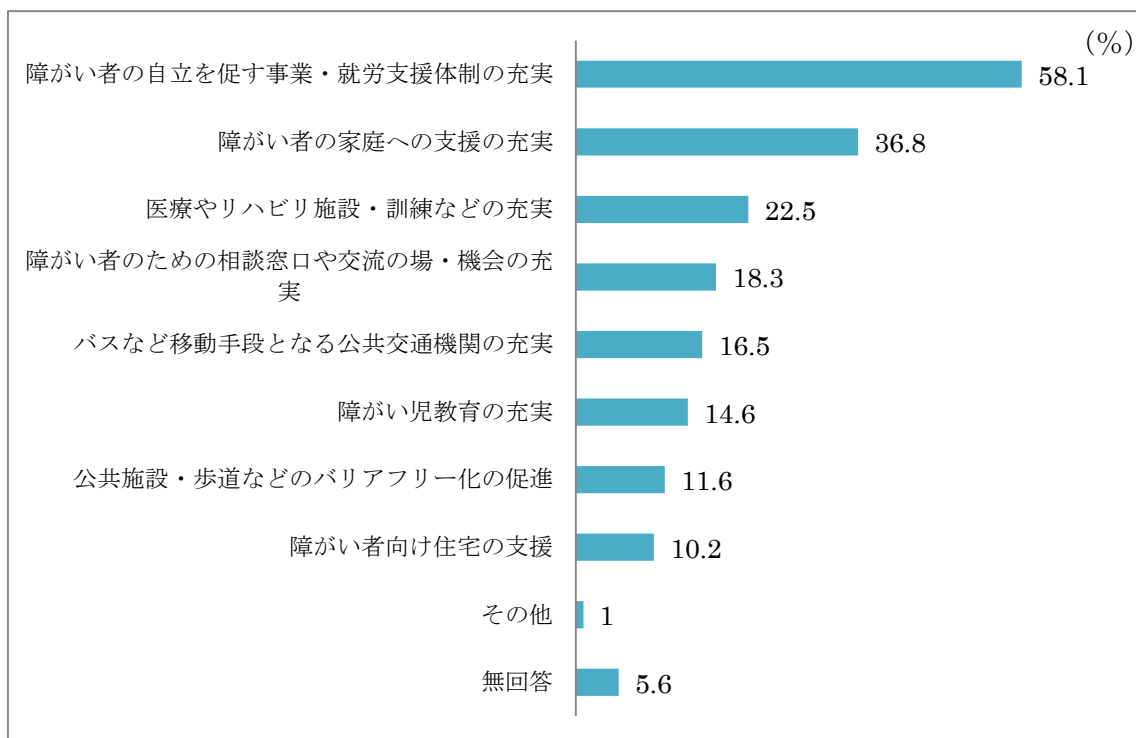
③ 子育て支援に関することで、重要と考えるもの（2つ）



④ 高齢者福祉に関することで、重要と考えるもの（2つ）



⑤ 障がい者福祉に関することで、重要と考えるもの（2つ）



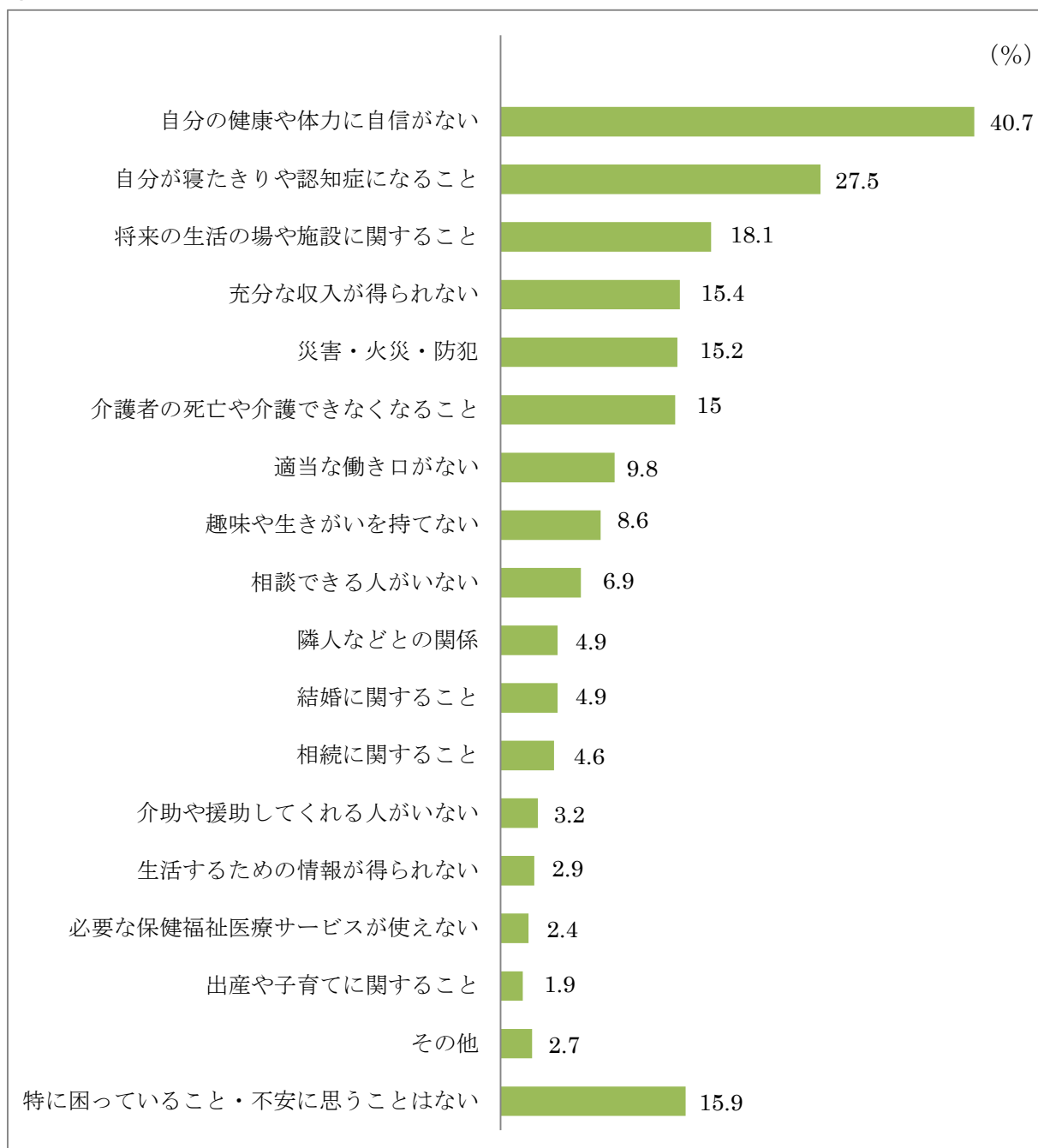
(2) 障がい者プランにおけるアンケート

【身体障がい者=429人】

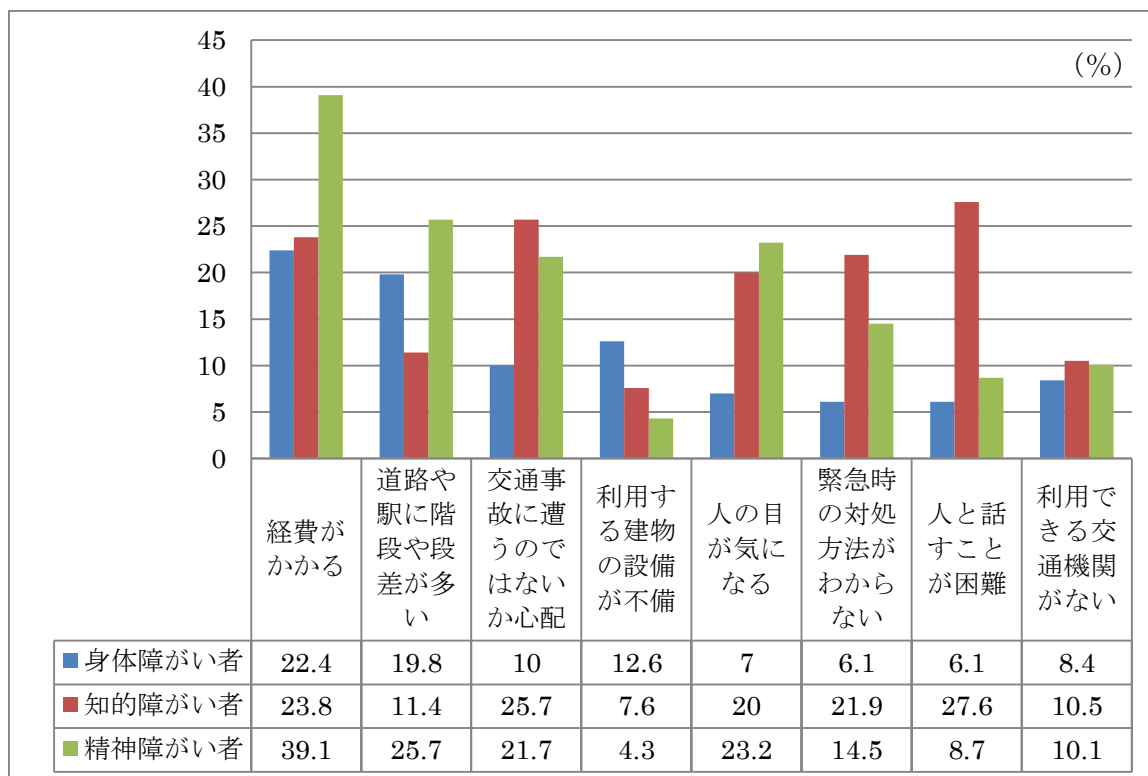
【知的障がい者=105人】

【精神障がい者=69人】

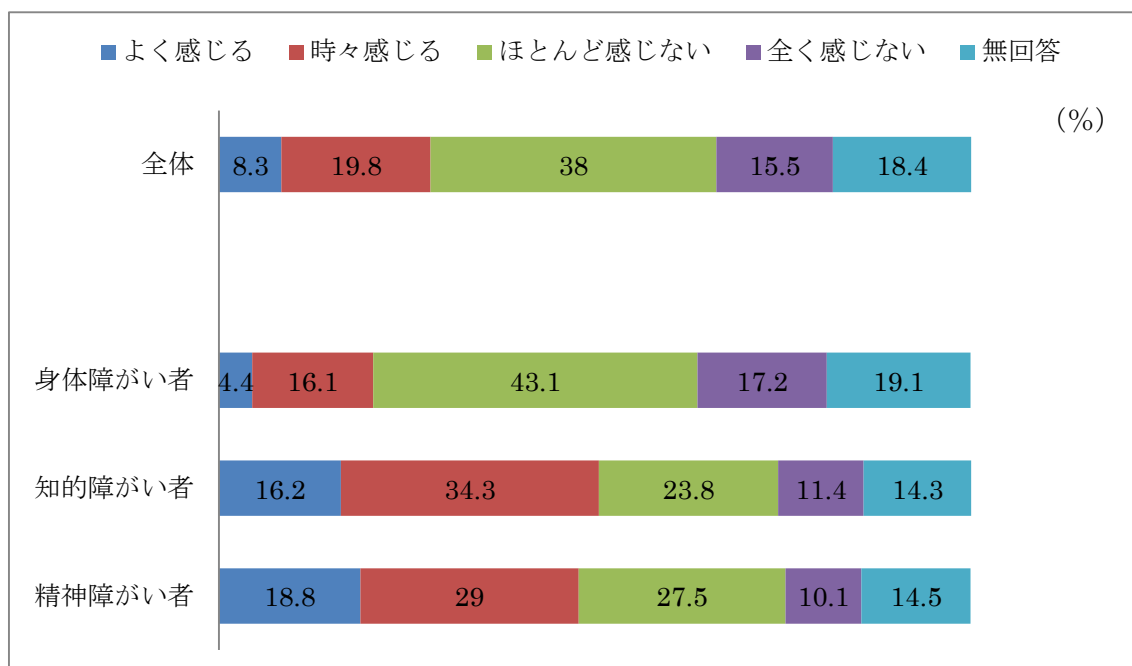
① 障がい者が現在困っていることや不安に思っていること（いくつでも）



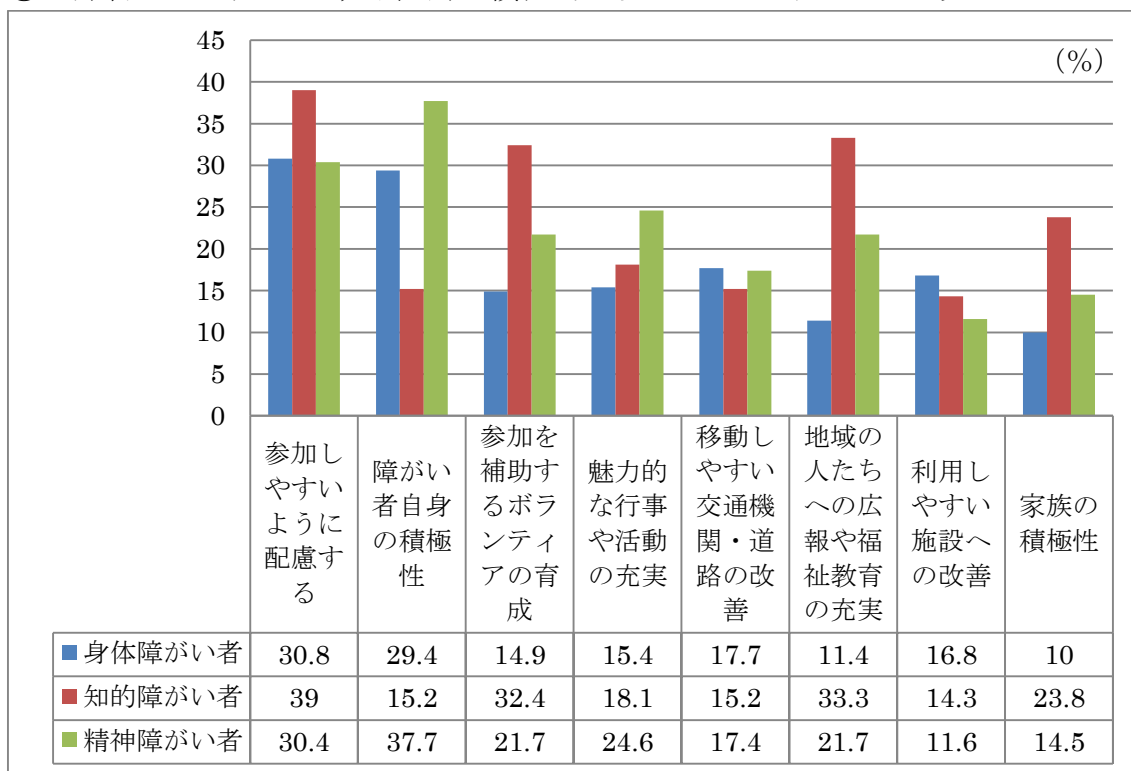
② 障がい者の外出の時、不便を感じること



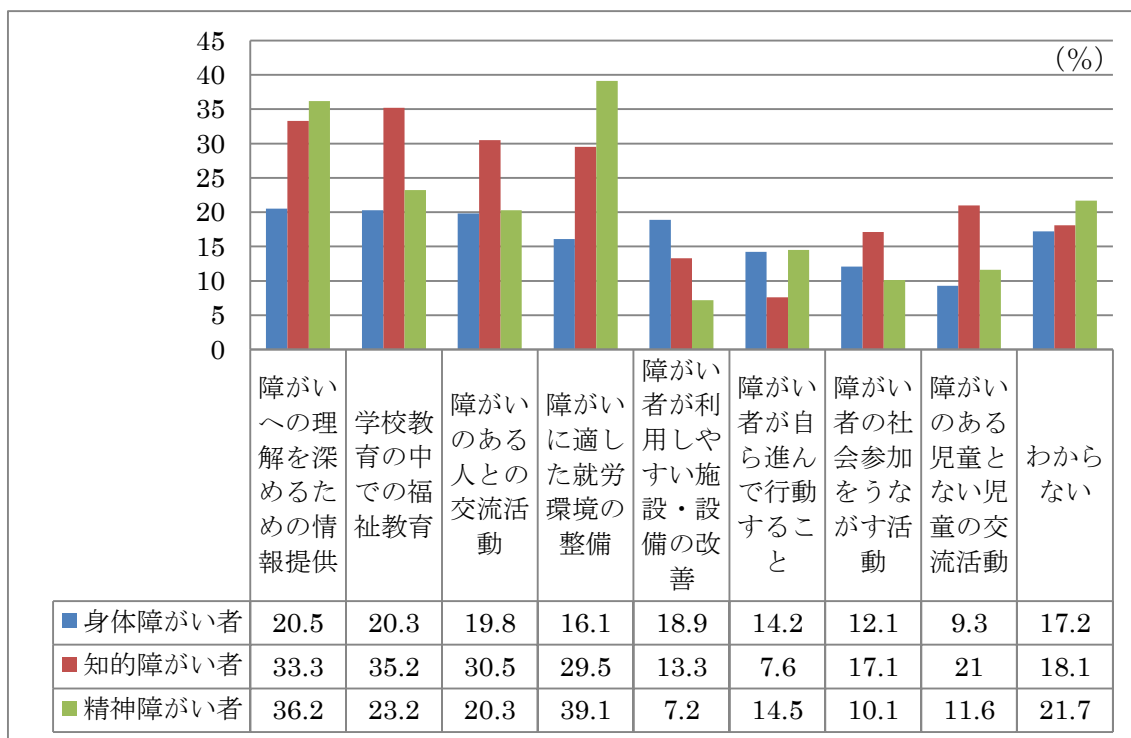
③ 日常生活において差別や偏見、疎外感を感じたことがあるか



④ 障害のある人が地域や社会に積極的に参加していくために大切なこと

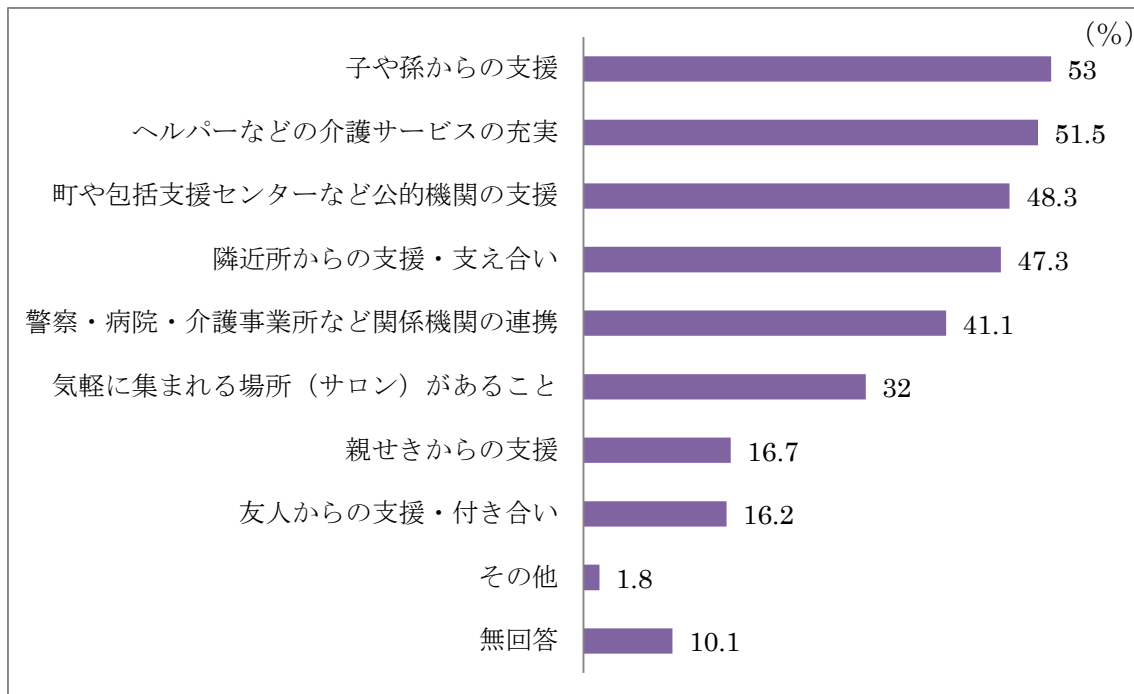


⑤ 障害のある人とない人は共に生きる社会をつくっていくために必要だと思うこと

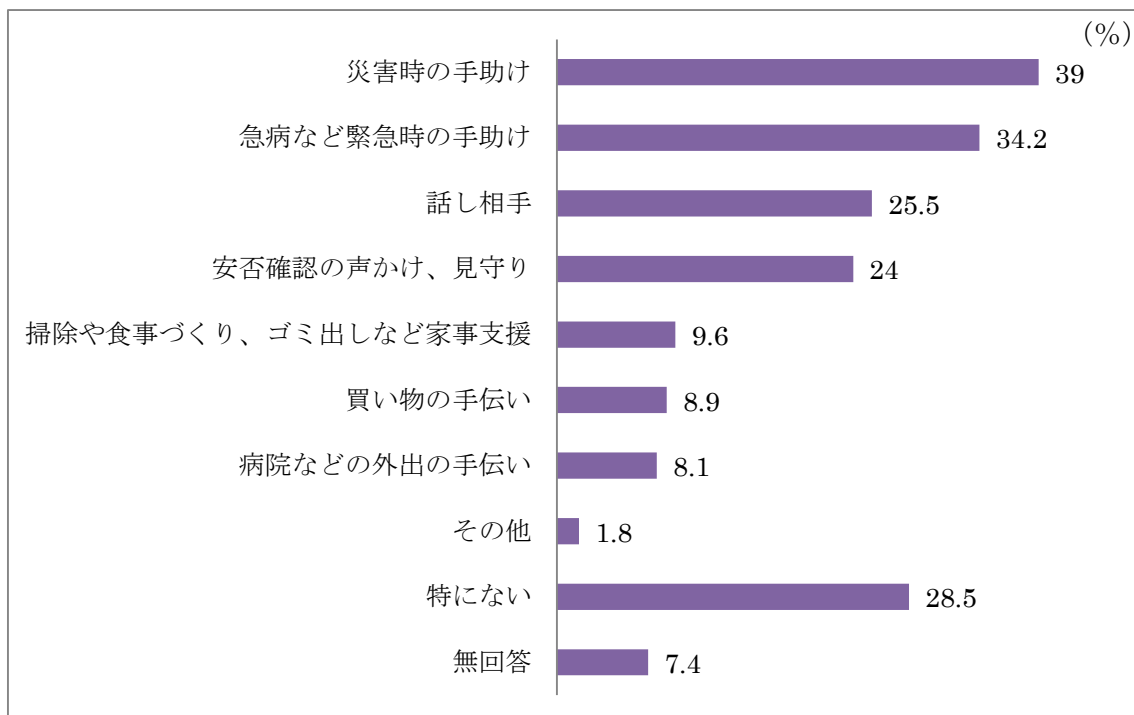


(3) 高齢者福祉計画におけるアンケート

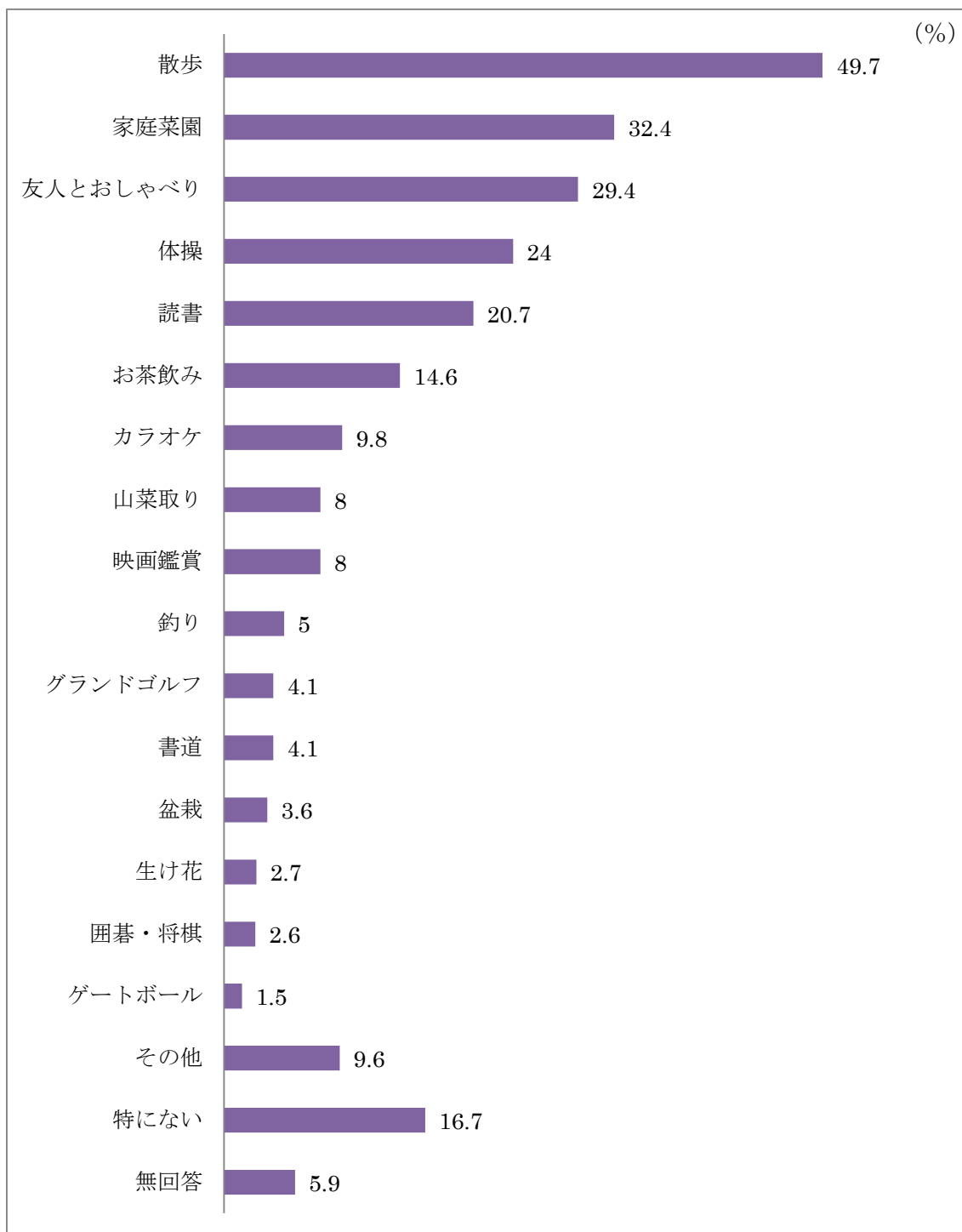
① 高齢者が地域で安心して暮らせるために重要なことは何か (いくつでも)



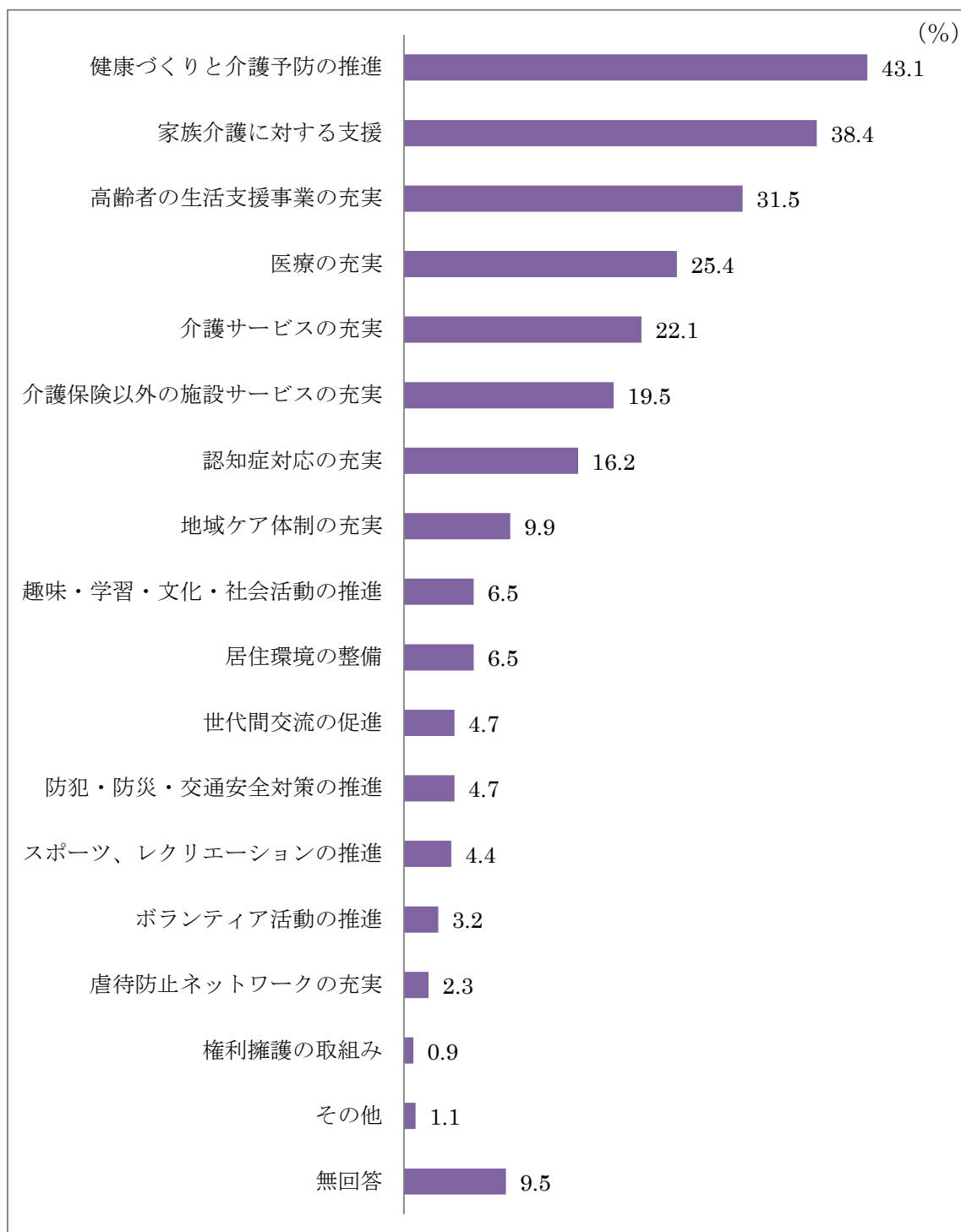
② 今後、近所の人に協力してもらえたら助かること (いくつでも)



③ 元気で暮らすために行っていることやこれからやりたいこと（いくつでも）



④ これからの本格的な高齢化社会に対応していくため、町は何に力を入れていくべきか（特に重要と思われるものを3つまで）



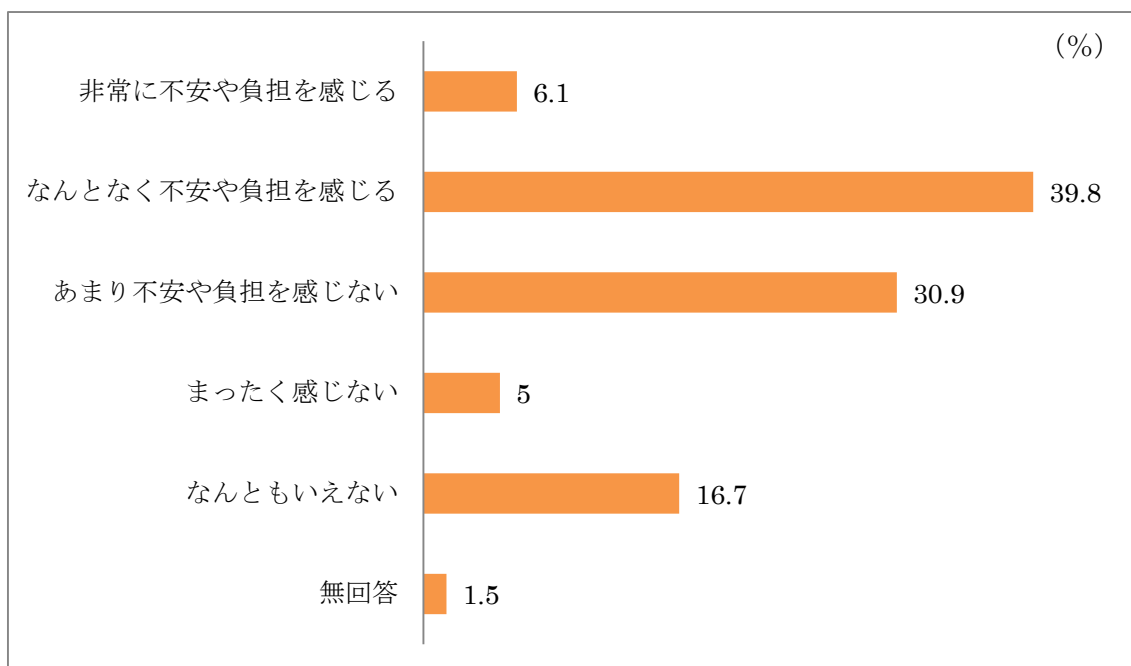
(4) 子ども・子育て支援事業計画におけるアンケート

【就学前児童保護者＝724人】

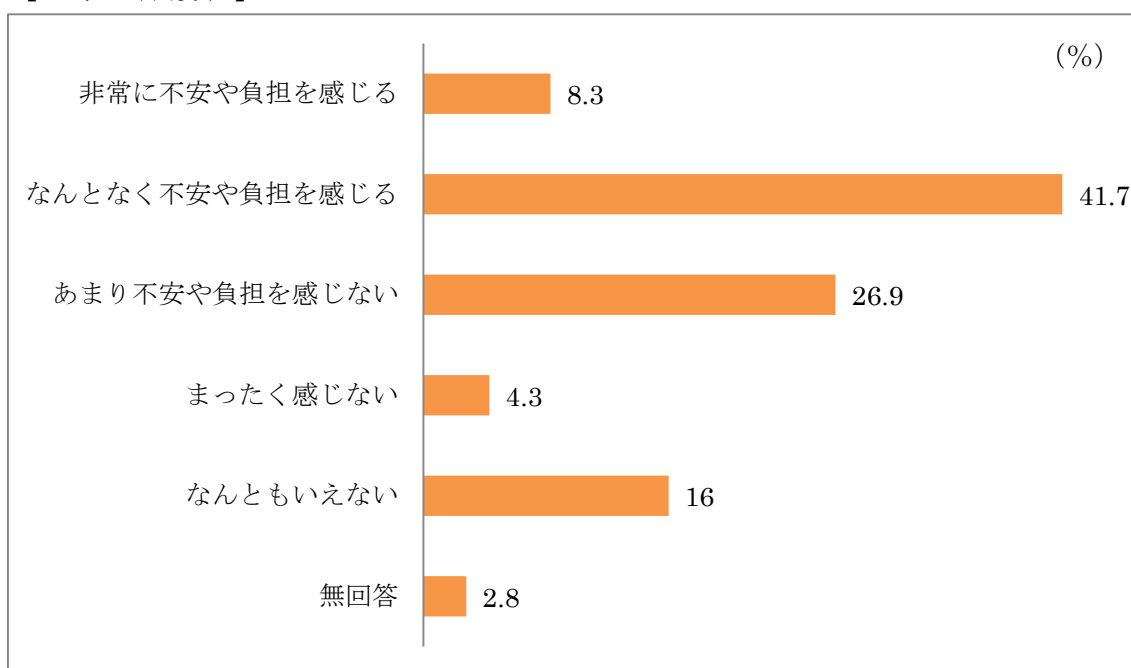
【小学生保護者＝676人】

① 子育てに関する不安感・不安感

【就学前児童保護者】

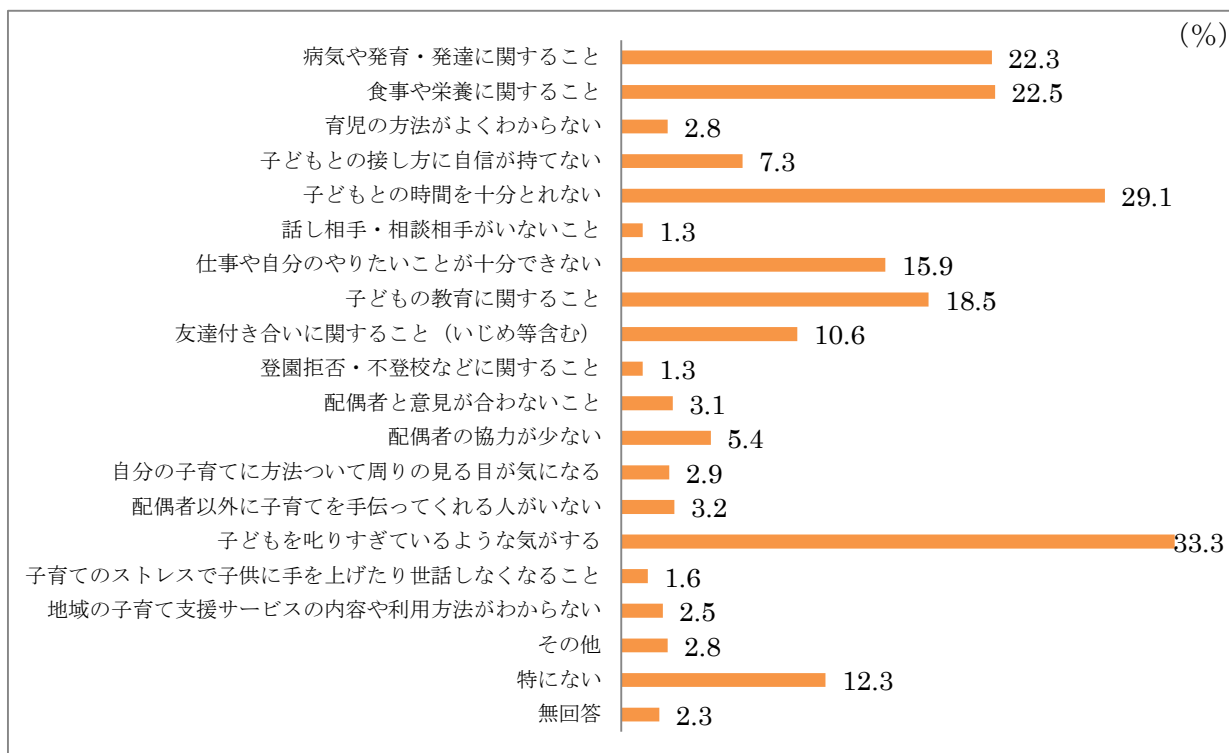


【小学生保護者】

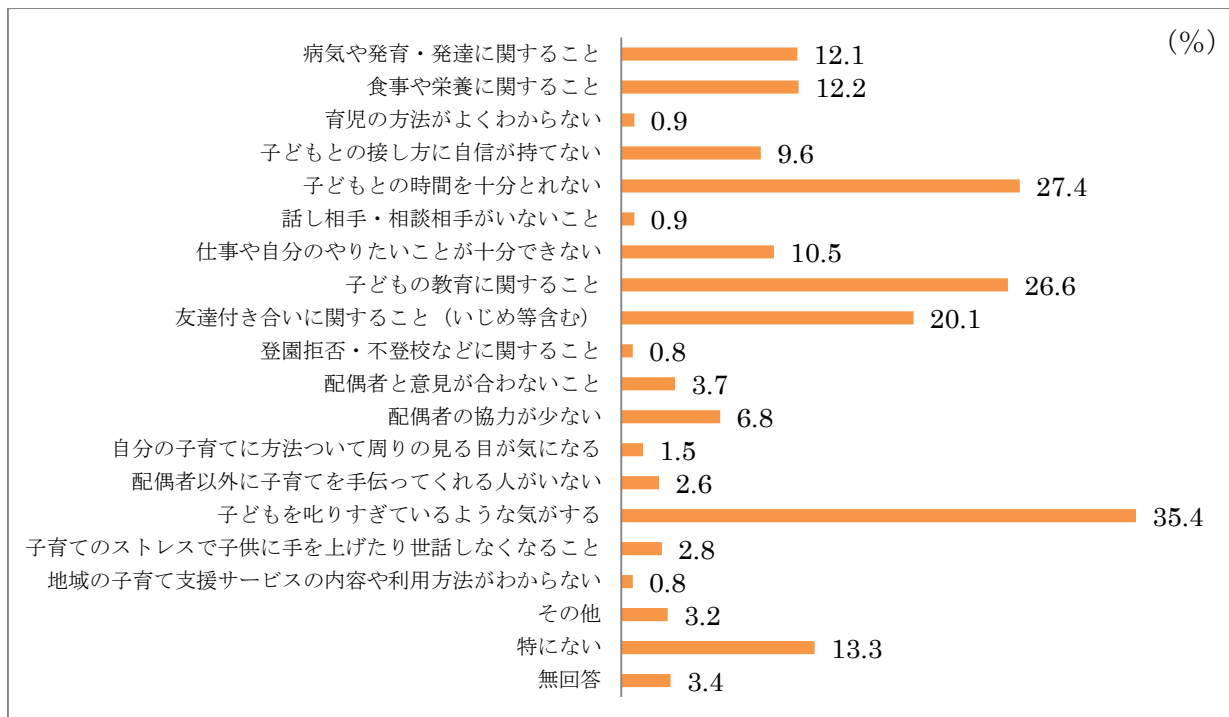


② 子育てに関して悩んでいることや気になること

【就学前児童保護者】

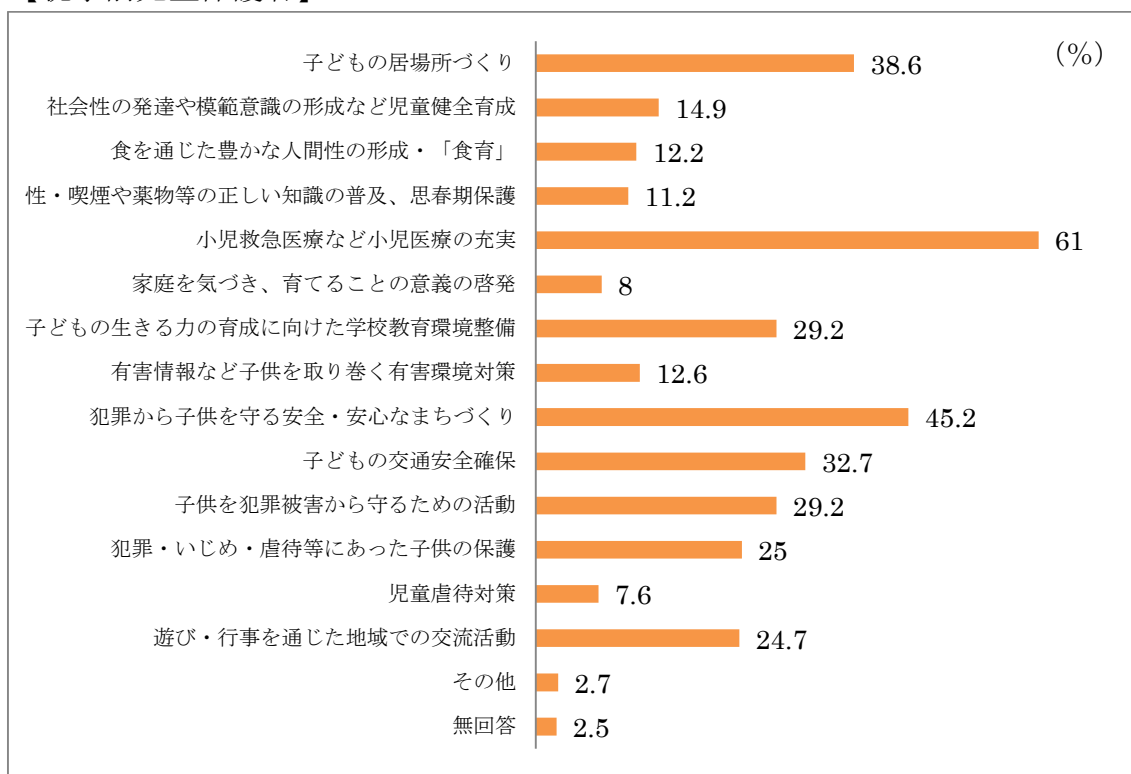


【小学生保護者】

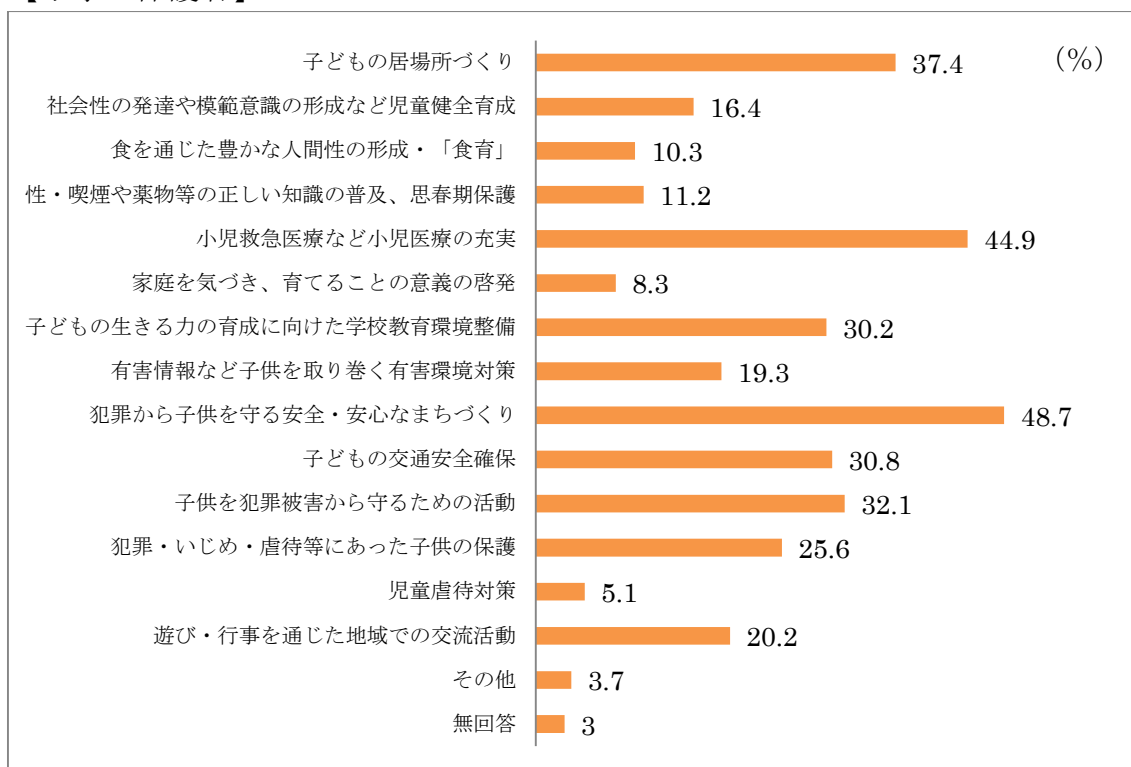


③ 重点的に取り組む必要のある子供に関する施策

【就学前児童保護者】

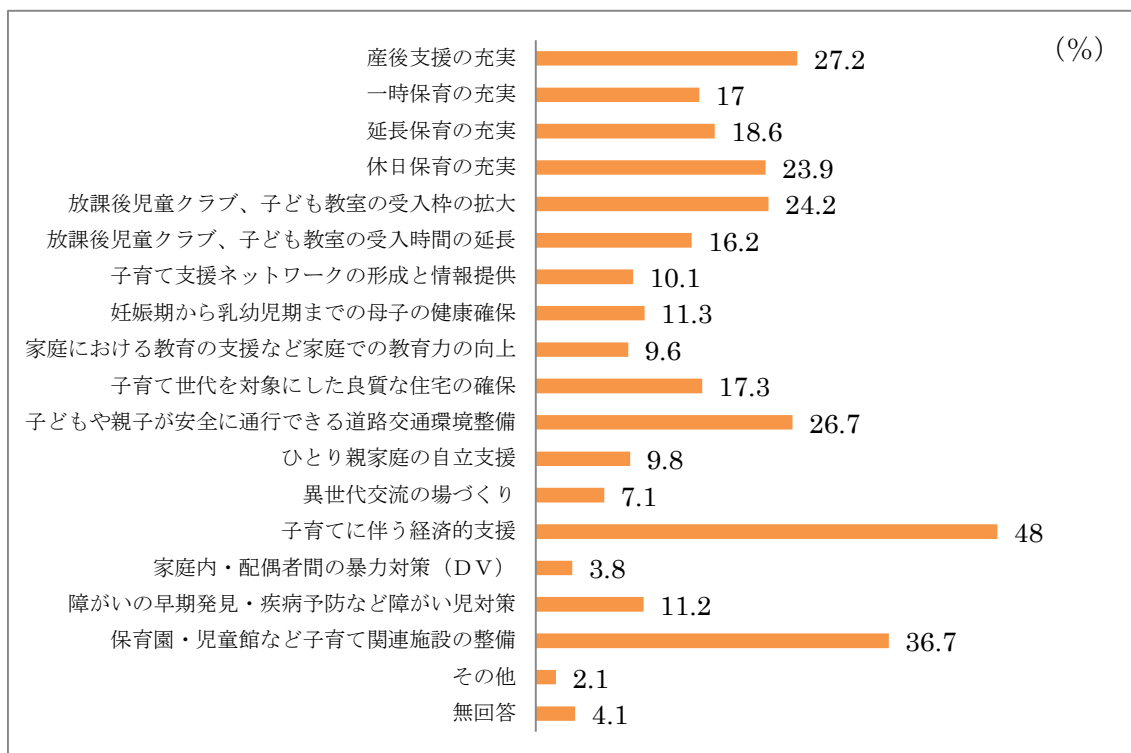


【小学生保護者】

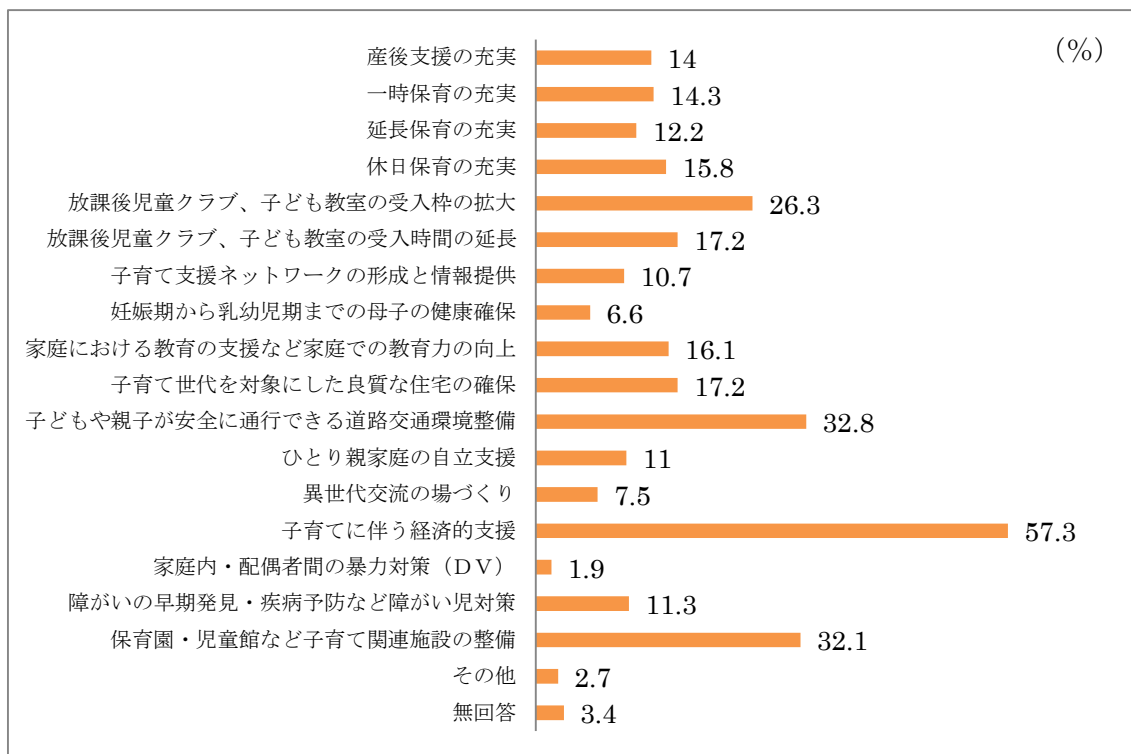


④ 重点的に取り組む必要のある子育て支援に関する施策

【就学前児童保護者】



【小学生保護者】



5 矢巾町社会福祉協議会の福祉サービス

ふれあい弁当

一人暮らしや障がい者にボランティアが手作りで作ったお弁当を宅配するサービス。配達もボランティアが担当。月2回実施。

日常生活自立支援事業

高齢者や障がい者が地域で安心して生活が送れるよう福祉サービスの手続きや日常の金銭管理を行う事業。

おつかいサービス

歩いて行ける範囲に必要な食糧や日用品を販売する商店がない高齢者の買い物支援を行うサービス。月1回実施。

福祉用具貸出

車イス対応車両・車いす・AED・除雪機・レクリエーション用具などを無料で貸出。

理容サービス

寝たきりや重度の障がい、理容店に出向いて理髪できない方に、理容師が自宅を訪問して理髪するサービス。一人年3回まで。

お元気見守サービス

一人暮らしの高齢者が毎日元気に暮らしているか、電話機を使って安否確認を行う事業。365日対応。

救急医療情報キット

一人暮らしの高齢者や障がいを持つ人たちが緊急の場合に救急隊員が素早く対応出来るように「救急医療情報キット」を配布。かかりつけの病院、服薬の状況などを記入し、冷蔵庫に保管してもらいます。

ゆり花の集い

一人暮らしの高齢者が毎月1回さわやかハウスに集い、ボランティアの昼食をいただき、レクリエーションなどで一日を過ごす事業。

声の広報

目の不自由な方に町の広報誌を朗読し、録音テープやCDにして自宅にお届けしています。

社会福祉協議会が担当する福祉団体等

矢巾町共同募金委員会
矢巾町老人クラブ連合会
矢巾町身体障害者協議会
矢巾町手をつなぐ親の会
矢巾町母子寡婦福祉協会
矢巾町保護司会
矢巾町更生保護女性の会
矢巾町遺族連合会
矢巾町ともしび会

児童館の運営

放課後の子供たちの過ごす場所として児童館を運営。遊びを通して児童を健やかに育てることを目的とした児童のための施設です。
徳田・煙山・不動の3児童館を運営しています。

居宅介護支援事業所の運営

要介護認定を受けた方が、介護保険サービスを利用し、家族とともに住み慣れた自宅で、いつまでも在宅で過ごすことができるように、ケアプランを作成します。

おでんせ広場の運営

介護保険が該当にならない高齢者の介護予防事業。地域の公民館とおでんせハウスを交互に利用して、頭と体の軽運動・レクリエーションなどで一日を過ごす事業。

たすけあい金庫の運営

疾病、出産、冠婚葬祭、就業その他諸般の事情で、緊急に資金を必要としている生活困窮の方に、無利息で資金を貸出します。

うさちゃんのへや・いちご広場

子育て中の親子の交流の場として開設。親子同士の交流や育児相談等を通じて、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、子育て家庭を地域で支えるための事業。
・不動改善センター＝うさちゃんのへや
・徳田児童館＝いちご広場

ボランティアセンターの運営

地域で障がい者や高齢者の社会参加を支援するため、個人や団体に登録をしてもらい、要支援者からの依頼によって生活を支援するボランティアを派遣します。
病院の送迎・障がい者の社会参加活動の支援・町内外での福祉活動への協力など。

日常生活たすけあい隊

地域の高齢者や障がい者等支援を必要としている人に対し、日常生活の困りごとに対し、地域のボランティアが福祉サービスを提供する町社会福祉協議会と老人クラブによる共同のたすけあい事業。買い物・食事づくり・簡単な掃除・花壇の手入れ・ゴミだし・雪かき・病院の付添など。

6 用語の解説

○地域福祉

すべての人々が人間として尊厳をもち、地域社会の一員として豊かな生活が送れるよう、地域住民や福祉サービスを提供する団体、ボランティア、行政、福祉関係者（機関）をはじめとするすべての者が協力しあい、地域社会の福祉課題の解決に取り組み、共に生き、支え合う地域社会を形成するための取り組みや仕組みづくり。

○生活困窮者自立支援法

生活困窮者が抱える多様で複雑な問題について、その相談に応じ、必要な情報提供や助言を行うとともに、支援の種類や内容等について支援計画を作成し、住居確保、家計相談支援、就労準備支援、子供の学習支援等を一体的かつ計画的に行い、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とした法律。

○福祉ニーズ

私たちの生活上に起こった問題の解決・軽減において、支援を必要とする様々な生活課題のうち、社会福祉の施策や援助によって解決・軽減することのできる生活上の課題。

○福祉教育

すべての人が、かけがえのない存在として尊ばれ、差別や排除されたりすることなく、社会生活の中でともに支えあい、一人ひとりが生きる喜びを感じることができるよう、「ともに生きる力」を育むことを目標とした教育

○リーマン・ショック

2007年のサブプライムローン（サブプライム住宅ローン危機）問題に端を発した米国バブル崩壊による多分野の資産価格の暴落。これによりリーマン・ブラザーズも多大な損失を抱えて倒産に至り、米国経済に対する不安が広がり、世界的な金融危機へと連鎖した。日本ではリーマン・ショックを境に世界的な経済の冷え込みから消費の落ち込みや金融不安による急速なドル安が進み、米国市場への依存が強い輸出産業から大きなダメージが広がり、日本経済の大幅な景気後退へ繋がっていった。

○生活福祉資金

厚生労働省の要綱に基づき、他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障害者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談・支援により、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を目指すことを目的とした貸付制度。

・総合支援資金 ・福祉資金 ・教育支援資金 ・不動産担保型生活資金

○福祉マップ

小地域においてどんな要援護者がいるのか、その人が安全で心豊かに生活ができていてるか、その人に誰がどのような関わりをもっているのかなどの福祉的な情報を住民同士で話し合いながら、地域における支え合いの実態を地図に載せる作業。福祉の町づくりを進める手段。

○お元気見守り事業

一人で暮らしている高齢者や障がい者の方が、自宅の電話から毎日発信すると、自動的に社会福祉協議会事務所のパソコンと見守り担当者の携帯電話にメールが届く仕組み。直接お会いしたりお話ししなくても元気なこと・少し調子が悪いことが確認できる。登録すれば遠方にいる家族にも毎日連絡がいき 365日安否の確認ができる。連絡がない日は社会福祉協議会の方から安否確認を行う事業。

○福祉人材センター

福祉人材の確保及び社会福祉事業の適正運営のため、福祉人材の育成や就業の支援、社会福祉事業経営者からの相談への対応などを行っている。福祉の職場で働きたい方（求職者）に、働く方を求めている事業所（求人者）へのあつせんや、福祉の仕事・資格についての相談を行う機関で、岩手県社会福祉協議会（ふれあいランド岩手内）にセンターを置く。

○地域包括支援センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたる。要支援認定を受けた者の介護予防マネジメントを行う介護予防支援事業所としても機能する。

○暮らしの専門相談所

矢巾町社会福祉協議会が運営する住民の心配ごとや法律・生活上の諸問題解決のために助言を行う相談所。相談員には民生委員のほか、弁護士・司法書士・公証人役場・人権擁護委員など、各種の諸問題に適切な助言ができる相談員を配置している。

○JRC

青少年赤十字「Red Cross Youth(RCY)」は、児童・生徒が赤十字の精神に基づき、世界の平和と人類の福祉に貢献できるよう、日常生活の中での実践活動を通じて、いのちと健康を大切に、地域社会や世界のために奉仕し、世界の人びととの友好親善の精神を育成することを目的として、さまざまな活動を学校教育の中で展開するため、本赤十字社が全国の学校で展開する組織。

○日常生活たすけあい隊

地域の高齢者や障がい者等支援を必要としている人に対し、日常生活の困りごとに対し、地域のボランティアが福祉サービスを提供する町社会福祉協議会と老人クラブによる共同のたすけあい事業。買い物・食事づくり・簡単な掃除・花壇の手入れ・ゴミだし・雪かき・病院の付添など、サービス内容は広範囲であるが地域の判断で行うボランティア組織。

○NPO法人

Non Profit Organization の略で、「非営利組織」、または「民間非営利組織」と訳される。「民間」とは、政府の支配に属さない組織・団体である事を意味し、「非営利」とは利益を上げる事を目的とせず、利益を上げて活動目的を達成するための費用に充てる事を基本とするもので、「特定非営利活動促進法」に基づき法人格を取得した社会的な活動をするための組織団体。

○日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的・精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、契約に基づき福祉サービスの利用援助等を行う事業。広域社会福祉協議会に専門員を配置し、各市町村の社会福祉協議会に支援員を置く。市町村社会福祉協議会と支援員により預金の払い戻し、公共料金等の支払いなど日常生活費・預貯金の管理（日常的金銭管理）や 定期的な訪問による生活変化の察知を行う事業。

○成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の喪失が進み、自分の財産を管理したり、日常生活を送るための介護サービスや施設入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をする必要があっても、自分でこれらのことをすることが困難な場合に、本人に代わって財産を管理したり判断を助けたりして本人を保護し支援する制度。本人の判断能力に支障が生じた際に、家庭裁判所が申し立てを受けて行うのが法定後見制度で、判断能力の程度により「後見」「補佐」「補助」の3つに分かれている。本人に十分な判断能力があるうちに自ら備える「任意後見」もある。

○子育て支援センター

子育て支援センターは、厚生労働省の通達「特別保育事業の実施について」に基づく施設。地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育需要に応じた特別保育事業等の積極的な実施・普及促進及びベビーシッターなどの地域の保育資源の情報提供等、並びに家庭的保育を行う者への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とする。

○障がい者相談支援事業所

障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行う。また、こうした相談支援事業を効果的に実施するため、自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施や地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発、改善を推進するための機関。事業内容は、「福祉サービスを利用するための情報提供・相談」「社会資源を活用するための支援」「社会生活力を高めるための支援」「専門機関の紹介」など。

○コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

イギリスにおいて提案されたコミュニティに焦点をあてた社会福祉活動の進め方で、地域において支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うとともに、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たな福祉サービスを開発したり、公的サービスとの関係を調整したりする活動を行う者。

○フードバンク

賞味期限内で安全に食べることができる食料品のうち、容器の破損などで販売することができない食品を企業から提供してもらったり、また、生産者や地域住民から無償で提供していただいた食料品を、突然の解雇や倒産、介護や病気による失職、災害、障がいやDV被害などをきっかけとして生活困窮となった人などに、無償で食料を提供する支援活動。

○小地域（小地域福祉活動）

さまざまな福祉サービスや福祉活動を実施するうえで、その活動が最も効果を発揮することができる地域住民の活動範囲。サービスや活動の種類によっては小学校区の範囲、中学校区の範囲、あるいは自治会ごとの範囲やさらに細かく日常的に交流のある地縁の範囲がある。行政や福祉関係機関さらには地域住民自身が取り組む福祉活動やサービスが隙間なく行き渡る活動の範囲。



ふれあいネットワーク

社会福祉法人 矢巾町社会福祉協議会

〒028-3615

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第14地割78番地

矢巾町保健福祉交流センター「さわやかハウス」内

TEL 019-611-2840 / FAX 019-697-8967

メールアドレス yshakyo2840@able.ocn.ne.jp

ホームページアドレス <http://www.yahaba-shakyo.or.jp/>